慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	「学徒出陣」の入隊者数 : 徴兵関係書類分析を中心に
Sub Title	How many students enlisted in the imperial Japanese army and navy in December 1943? : focusing on documents relating to examination for conscription
Author	田中, 温子(Tanaka, Atsuko)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2021
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.37, (2020.) ,p.187- 226
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20200000-0187

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近代日本研究第三十七巻（二〇二〇年度）
論説

「学徒出陣」の入隊者数

――徴兵関係書類分析を中心に――

田中温子

はじめに

本稿は一九四三年一二月に陸海軍に入隊した最狭義の学徒出陣の出陣総数を、「昭和十八年臨時徴兵検査」（以下、十八臨徴）に関する徴兵関係書類を中心に、海軍省の公文書、陸海軍人の私文書、大学関係資料等で補いながら分析し、提示するものである。

一九四三年秋、学徒出陣に関する三種類の法令が施行された。在学中の徴集延期を停止する在学徴集延期臨時特例（一九四三年勅令第七五五号）、現に徴集延期中の学徒を徴集する「昭和十八年臨時徴兵検査規則」（同

陸軍省令第四〇号）、修学継続のための入営（召集）延期（以下、入営延期）制の新設に関する諸法令[1]である。徴集には広狭の二義があり、広義には強制的に現役又は補充兵役に就かせる行政作用、つまり、徴兵検査出頭命令から現役又は補充兵役編入の行政処分までをいい、狭義には現役又は補充兵役編入の行政処分をいう[2]。通常、徴兵適齢に達すると徴兵検査を受検し、現役・第一補充兵役・第二補充兵役への編入、徴集免除、兵役免除という形で徴否の決定が行われ（法三二～三七条）[3]、現役兵は在営し（法五条）、補充兵や国民兵は必要に応じて召集された（法五四条）[4]。学徒は徴兵適齢に達しても「文教の振興」[5]のため、徴集延期、すなわち徴兵検査受検の延期が認められていたが（法四一条）、在学徴集延期臨時特例によって停止された。一方で、入営延期制の新設によって、特定の学校、学部、学科に在学する者は、徴兵検査受検後も入営の延期が認められた。学徒出陣とは、狭義には在学徴集延期制の停止と入営延期制の新設という状況下で、学徒が学籍を有したまま入営した事象をいい[6]、徴兵適齢、徴集方法、入営方法、入営延期の対象と期間を変えながら終戦まで続いた[7]。最狭義には十八臨徴を経て、一九四三年一二月に学徒が一斉に入営した事象をいう。十八臨徴は、一九四三年一一月三〇日時点で満二〇歳以上の者（法一三条）、すなわち一九二三年一二月一日以前の出生者が受検したが、このうち、理工医系、農学系の一部、教員養成のための学校等に在学する者は入営延期対象となったため、主たる入営者は文系学徒であり、一律に徴兵として入営した点に大きな特徴がある。

学徒出陣の入営者数に関する一次史料は、長らく不明とされてきた。これは、「全国又ハ各徴兵区ニ於ケル毎年ノ現役兵若ハ第一補充兵ノ徴集人員数」が一九三九年一二月の軍機保護法施行規則改正（一九三九年陸軍省令第五九号）で軍機保護法（一九三七年法律第七二号）適用対象の「軍事上ノ秘密」になったことが影響したと考えられる。陸海軍はそれぞれ機秘密書類取扱の規程を定め、定義上、軍機保護法適用対象となる書類

を、陸軍では陸軍秘密書類（軍事機密書類、軍事極秘書類、軍事秘密書類）、海軍では軍機書類、軍極秘書類のいずれかに区分して調製した。[8] 終戦前後の公文書等焼却について、加藤聖文は、中央省庁での焼却対象は軍機保護法、軍機資源保護法、軍用資源保護法、国家総動員法、国防保安法を根拠とする法定の機密文書が中心であったと指摘している。[9] また、長谷川優也は、陸軍の焼却対象は陸軍秘密書類取扱規則に定められた陸軍秘密書類及び同規則を準用する重要書類であり、同則及び臨時規程によって、危急の際に所管長官又は各級保管者の判断で陸軍秘密書類を焼却、保存できる態勢が整えられ、終戦時はその延長で焼却や保存が行われたことを明らかにした。[10] つまり、徴集人員に関する書類は、軍機保護法対象という意味でも、陸軍秘密書類という意味でも、終戦前後に焼却対象となった。さらに、陸軍では「機秘密書類ノミノ焼却ハ徹底セズ」[11]という状況で、兵役に関する事務を所掌した兵務局兵備課[12]の決裁文書を含む一九四三年以降の公文書を編綴した大日記類も焼却され、海軍では機秘密書類、一九三八年以降の普通扱い公文書を編綴した公文備考類が焼却された。また、残存分も連合国に接収され、公文書の大部は返還されたが、図書を中心に未返還となっているものもある。[13]

このため最狭義の学徒出陣の入営者数は、主に三種類の方法で提示されてきた。第一に、軍関係者による提示で根拠の明示がない。第一期兵科予備学生出身の蝦名賢造は、『海軍予備学生』で入隊者数として陸軍八〇、九三一人、海軍一七、九〇七人、計九八、八三八人という数字を挙げた。[14] しかし、この数字は陸海軍比と総数の点で疑問視された。[15] また、兵備課、参謀本部第三課（編制動員課）の元課員で戦後に戦史編纂官を務めた松木秀満は、太平洋戦争期の兵備に関する原稿「陸軍兵備（後編）其二」で「学徒九・六万の徴集を発令し（昭和一八年・一〇・一）」[16]と記した。本原稿に依拠した[17]『戦史叢書』には、「本令〔筆者注：在学徴集延期臨時特

例」により徴集される学徒は約九・六万と見積もられた[18]」と記されている。しかし、九・六万人の意味をめぐり、蝦名が提示した入隊者数とも似通ったため、受検者数、現役兵数、現役兵と補充兵の和、入営者数など様々な解釈の余地を与えた。

第二に、在学者数と学校種別平均入隊率に基づく推計である。まず、一九四三年四月現在調査の『文部省第七十一年報』を中心に一九四三年一〇月現在の入営対象学部学科の在学者数を求め、次いで、大学関係資料や実態調査等で在学者数と入隊者数が判明した学校から学校種別の平均入隊率を算出し、最後に、学校種別の入営対象在学者数に学校種別の平均入隊率を乗じて、その和を入隊者数とする。蜷川寿恵がこの方法で推計を行い、総数を約四・九万人とした[19]。その後、各学校で実態調査が進んだため、西山伸がこれらの成果を取り入れて在学者数や平均入隊率を再計算し、入営延期期間を越えた者や文部省所管外の学校からの入隊者数を含めて約四・七万人と推計した[20]。しかし、この推計方法は、西山が指摘しているように、『文部省第七十一年報』そのものが編集資料の不備や一部の調査を欠いた状況下で「とりあえず仮刷として[21]」一九五二年に刊行されものであり、学籍簿・学籍カードなどの戦時期の大学関係資料も大学や学部ごとに保存状況が異なるなど[22]、依拠する史料が万全ではない。また、入隊率が判明している学校が少数のため、学校種別の平均入隊率も推計値になるという限界がある[23]。

第三に、銓衡試験合格者数に基づく推計である。学徒は徴兵として入営したが、軍の初級幹部要員のため、入営後に銓衡試験を受けた。蜷川は、自らが算出した海軍入隊者の推計値を検証する際、海軍予備学生・生徒と海軍主計科見習尉官の採用者数を入隊者数の七割と推定し、総採用者数一〇、五三八名から入隊者数の目安を一五、〇五四人とした[24]。また、陸軍学徒兵の資料編纂委員会は、陸軍甲種幹部候補生の採用に関する陸軍大

臣の達を中心に、幾つかの前提を設け、仮説ごとに種々多数の数値が算出されるとしたうえで、陸軍に入営応召した総数の推計値を五〇、〇四一人から七七、二五一人まで、四つ提示した。[25] この推計方法は、銓衡試験受験者が学徒中心で、採用者数が概ね判明している海軍では有効な方法の一つである。しかし、陸軍では、一九四三年五月一日から一一月三〇日までの入営者と学徒が銓衡試験を受け、合格者は甲種又は乙種幹部候補生、陸軍特別操縦見習士官に採用されたが、学徒以外の入営者数や乙種幹部候補生採用者数も仮定に基づく推計値のため、精度が落ちる。

本稿では陸海軍史料[26]に基づいて入営者数を提示する。陸海軍史料を所蔵する機関のうち、国立公文書館と防衛省防衛研究所戦史研究センターは、近年、所蔵資料目録や資料のデジタル画像を閲覧室内の情報検索端末やインターネット上で提供する取り組みを進めている。[27] 陸海軍史料の検索・閲覧環境が向上した結果、「陸軍秘密書類取扱規則ニ依ラサル陸軍秘密文書」[28]という区分で作成された公文書、関係者が秘匿した公文書、返還文書、戦後に収集した陸海軍人の私文書などに、十八臨徴に関する各種数字が記載されていることが明らかになった。ただし、これらは文書の作成時期、目的、書き手の関心等によって記載項目や数字が異なり、また、記載された入営者数は各学校の実態調査等に基づく推計値と大きく乖離する。このため、十八臨徴に関する断片的で時に矛盾する一次史料が複数現存するなかで、記載された数字をどう評価するかが問題となる。

そこで、本稿では以下の手順で入営者数を検討する。第一章では、兵役法下で調製された徴兵関係書類を根拠規定から整理する。第二章では、徴兵関係書類に加え、海軍省の公文書、陸海軍人の私文書を用いて入営者数を提示する。十八臨徴の各種数字は断片的だが、文書の作成時期から見積数、速報値、暫定値、確定値に分けられる。また、記載項目も、受検者数、現役兵数、第二補充兵数、入営者数、入営延期者数など主要項目と

されるものがあり、その一部が記載されている。本稿では、徴兵関係書類の一つである「全国徴兵事務状況」上の数字を確定値に位置付けるが、記載項目は受検者数と現役兵数のため入営者数は判明しない。しかし、見積数、速報値、暫定値には入営者数又は入営延期者数が含まれている。そこで、各段階の各項目の数字を可能な限り復元し、現役兵数などの共通項目の比較を通じて確定値と、見積数、速報値、暫定値の乖離の程度を明らかにし、見積数、速報値、暫定値としての入営者数を評価する。第三章では、陸海軍史料上の各種数字が、各学校の実績を反映したものであるかを検証する。具体的には、体格等位判定、役種、入営には相応の関係があることに着目し、十八臨徴の体格等位判定が分かる個別大学を取り上げ、受検者数を分母とした体格等位比率、役種率等が陸海軍史料と同じ傾向を示しているかどうかを分析する。

一　兵役法下の徴兵関係書類

まず、徴兵事務の概要を述べる。全国の徴兵事務は陸軍大臣と内務大臣が統括し（令四七条）、「毎年徴集スベキ現役兵及第一補充兵ノ員数」は、陸軍大臣が上裁を経て各師管に配布し、さらに、師団長は各連隊区に、連隊区司令官は各徴募区に配布した（令五九～六〇条）。配布とは、中央で定めた必要数を各地に割り当てる配当賦課を意味し、一般徴兵検査における徴集の地域的公平を担保することを目的としたが[29]、海軍兵数は臨時徴兵検査でも配布した。各徴募区では配布員数を確実に充足できるよう、現役兵及び第一補充兵を徴集した（令七四条）。また、徴兵事務終了後、連隊区司令官は師団長に、師団長は陸軍大臣に管内の徴兵事務の状況を報告し、陸軍大臣は全国の徴兵事務の状況を上奏した（令一四五条）[30]。

徴集人員に関する徴兵関係書類は、徴兵検査実施前に調製する「徴集現役兵及第一補充兵配布表」（以下、「配布表」）と、徴兵事務終了後に調製する報告書類に大別された。「配布表」は、兵種別の必要数をどの師管にどれだけ配布するかをまとめた「配布員数区分表」や、配属先をまとめた「各隊配当人員区分表」などで構成され、陸海軍別である。一九四四年以降、必要数を徴集する方法から適格者全員を徴集する方法に変更したため、陸軍兵の配布は行われず、実数表記の「配布表」は、比率表記を含む「徴集区分表」に変わった。[31]「配布表」は欠落する年もあるが、一九〇九年から一九三九年までは大日記類に所収され、『戦史叢書』でも活用されている。[32]この他、一九三九年から一九四三年までの「配布表」と一九四四年、四五年の「徴集区分表」が別に現存し、使用者の苗字や受領印から兵備課が使用、保管していたと考えられる。[33]一連番号付きで「軍事極秘」と標記され、終戦時の焼却対象であったが、関係者の判断で焼却を免れたことがうかがえる。

師団長、連隊区司令官等の徴兵官が調製する報告書類は、徴兵事務報告規程（一九二八年陸普第一五四五号）[34]に定める徴兵事務報告書と徴兵事務報告諸表に大別された。報告書には、徴兵官の執務状況や壮丁の兵役義務心、体格の良否、学力の状況等の記載が求められた。また諸表には、徴集人員を現役兵・第一補充兵別、兵種別に集計した「徴集人員表」、徴集人員、徴集延期人員、徴集免除人員、兵役免除人員など徴兵事務全体の実績を集計した「徴兵表」、身長、体重、体格等位、教育程度等の各種統計表があった。陸軍省は徴兵官から提出された報告書類を用いて、「全国徴集人員表」、「全国徴兵表」、統計書である『徴兵事務摘要』を調製し、一九二八年分まではこの三種の徴兵関係書類を陸軍大臣が上奏した。また、内務大臣に「全国徴兵表」を、海軍大臣に「全国徴集人員表」の海軍の部を、内閣総理大臣、各省大臣等に『徴兵事務摘要』を送付した。[35]徴兵事務全体の最終実績である「全国徴兵表」と徴集人員に特化した「全国徴集人員表」は一九二七年分まで、徴集

人員を記載しない『徴兵事務摘要』は、一部欠落するが一九四二年臨時徴兵検査まで確認できる。[36]

一九二九年以降の徴兵事務に関する上奏書類は、三種類の徴兵関係書類から重要事項を摘出した「全国徴兵概況」又は「全国徴兵事務状況」(以下、「徴兵事務状況」)という概要文書に変更され、同じものが内閣総理大臣にも送付された。[37]「徴兵事務状況」には陸海軍別の現役兵、第一補充兵の配布員数又は徴集人員、[38]平均身長、平均体重や、一般徴兵検査の場合は壮丁数と壮丁の教育程度が、臨時徴兵検査の場合は受検者数とその学歴別内訳が記載されている。第二補充兵以下が含まれていないのは、上裁対象が現役兵数と第一補充兵数のみだからであろう。「徴兵事務状況」は「秘」と標記され、兵備課が起案した決裁文書は「大日記甲輯」又は「密大日記」に編綴され、他方、内閣送付分は「公文雑纂」又は「採余公文」に編綴された。戦後の接収、返還を経て、一部欠落はあるが、[39]現在は基本的に、兵備課決裁文書を防衛研究所が、内閣送付分を国立公文書館が所蔵する。戦時期の陸軍現役兵数は、戦後に編纂された「支那事変大東亜戦争間動員概史」上の推計値が長く用いられてきたが、[40]戦後五〇年以上を経て、加藤陽子が国立公文書館所蔵の「徴兵事務状況」を用いて推計値の一部を実績値に更新した。[41]ただし、一九四三年の一般及び臨時徴兵検査の「徴兵事務状況」を含む「公文雑纂　昭和十九年　第六十六巻　陸軍省一」は、一九四六年一月五日に内閣から接収された後、一九五八年四月一〇日に防衛庁防衛研修所戦史室に返還され、「陸軍一般史料」群の「陸軍省公文雑纂　昭和一九年」として登録されたため、[42]日の目を見なかった。

この他、兵備課が調製した徴兵検査に関する公文書として「支那事変業務詳報」と「大東亜戦争業務詳報」(以下、「業務詳報」)が現存する。以下、後者の調製要領から目的や記載方針を確認する。[43]「業務詳報」は、陸軍省官房及び各局課が「大東亜戦争ニ関シ官房及ビ各局課(部)管掌業務取扱ノ実況ヲ記録シ以テ本戦争ニ関

スル軍政上ノ必要事項ヲ収集シ政史編纂ノ資トスル」ため主管する業務について調製したものである。「処理事項ハ成ル可ク業務詳報ノミヲ以テ了解シ得ル如ク内容ノ全部ヲ記載」、「政史編纂ノ趣旨ニ鑑ミ将来ニ於ケル軍事上ノ参考トナルベキ事項ハ極秘事項ト雖モ其全部ヲ包含シ業務詳報ニ記載」することとされた。「徴兵事務状況」は二、三頁の概要文書だが、「業務詳報」は「詳報」という名が示す通り、根拠となる法令や文書を記載するなど、はるかに多くの情報を含んでいる。現存する「業務詳報」は、一九三七年七月から一九四三年一二月まで、[44]暦年別、服役関係事項・補充関係事項別に調製され、いずれも軍機保護法対象外の区分となっている。[45]一九三八年以降の服役関係事項では、その年に実施した徴兵検査に言及し、十八臨徴も含む。「徴兵事務状況」と「業務詳報」の現役兵数、第一補充兵数は一般徴兵検査の場合、前者の配布員数と後者の徴集人員が一致する。[46]しかし臨時徴兵検査の場合、前者の「徴集シタル兵員」と後者の徴集人員が一致しない。海軍兵の不一致は後者が配布員数であることに起因するが、陸軍兵の不一致理由は不明である。

次に、海軍が調製した徴兵に関する書類を確認する。海軍軍人の補充、任免、徴募等の事務は海軍省人事局が所掌した。「海軍ニ徴集スル兵員ノ数ハ海軍大臣之ヲ陸軍大臣ニ移ス」（令五九条二項）と定められ、実務上は、陸軍省からの照会に海軍省が必要数を回答する形で決定した。[47]これら往復文書は、陸軍省から送付された「配布表」の海軍の部を含めて「公文備考」に編綴され、一九三三年分までが確認できる。[48]また、人事局は『海軍徴兵摘要』という統計書を刊行した。『官庁刊行図書目録』（のち『官庁刊行図書月報』に改題）上、一九一九年版から一九三四年版までの刊行は確認できるが、その後は不明である。[49]『海軍徴兵摘要』には、入営者数、即日帰郷者数など『徴兵事務摘要』に掲載していない統計や、海軍志願兵に志願し不採用だった者、職歴を考慮した入営後の兵種変更者など海軍ならではの統計が掲載されている。

終戦時に人事局が保管していた書類について、人事局員として終戦を迎え、戦後に防衛研修所戦史室調査員も務めた末国正雄は、次のように語っている。[50]

八月一五日終戦となり、重要書類は焼却せよとの指令がありました。横浜の三渓園に疎開していた書類は、数日を掛けて焼却しましたが、日吉にあった物は焼却せず、進駐軍が接収しに来たときには、何時でも焼却できるように準備していました。

この結果、復員事務や徴傭船舶人員の残務整理、恩給審査に大いに役立ったという。

このように、人事局保管書類の一部は関係者の判断で保存された。そのなかでも、海軍軍人に関する統計資料として、戦時補充を担当した第一課別室（のち第三課に改編）が調製した二種類の書類が知られている。一つ目は、「各種人員統計表」で毎年の更新と永久保存を前提とした一七種類の統計表から成り、一九四四年二月に調製され、一連番号付きで「軍極秘」と表記されている。[51] 二つ目は、「採用（任用）員数一覧表」で、第三課が「各種人員統計表」をもとに一九四四年四月一日付で調製し、さらに、一九四四年の実績と一九四五年の計画数を追記して一九四五年八月一五日付で更新した。[52]

「各種人員統計表」には、一九二七年から一九四三年までを対象とした「海軍徴兵徴集員数調」があるが、「徴兵事務状況」の配布員数とは一致しない。これは、少なくとも一九三九年までは配布員数ではなく入営者数を記載しているからである。一九三六年までと一九三九年は、『徴兵事務摘要』[53]、『海軍徴兵摘要』、「海軍省年報（極秘）」[54]、「海軍省統計年報（秘）」によって、徴集年次別の一般徴兵の配布員数と入営者数、徴兵適齢未

満現役志願（令七条）採用者数という三種類の数字が判明する。その結果、一般徴兵の配布員数が「徴兵事務状況」の配布員数と一致すること、「海軍徴兵徴集員数調」の数字が一般徴兵の入営者数と適齢未満現役志願採用者数の和であることを確認した。[55] このほか、「各種人員統計表」の「二年現役士官（見習尉官）任用（採用）員数調」、「海軍予備学生採用員数調」、「海軍予備生徒（高等商船学校生徒ヲ除ク）採用員数調」の一九四三年欄には「内学徒ヨリ」として最狭義の学徒出陣による採用者数が別記されている。

以上、徴兵関係書類のうち兵役に関する事務を所掌した陸軍省調製分には、徴兵検査前に調製した「配布表」、徴兵検査後に徴兵事務報告に基づいて調製した「全国徴兵表」、「全国徴集人員表」、『徴兵事務摘要』、これら三種の徴兵関係書類から重要事項を摘出した上奏文書「徴兵事務状況」、戦争政史編纂のために調製した「業務詳報」があったことを確認した。徴兵事務全体の実績を示す書類は「全国徴兵表」であり、このほか、「全国徴集人員表」、『徴兵事務摘要』、「徴兵事務状況」上の数字も最終実績になる。ただし、現役兵は現役兵証書が入営命令を兼ねるが、補充兵、国民兵は必要に応じて令状で召集するため、補充兵数や国民兵数は入営者数を意味せず、また、十八臨徴以降の現役兵数、補充兵数、国民兵数には入営延期者を含む。他方で、戦時ゆえに調製された「業務詳報」は、根拠となる法令や文書を含み、数字中心の他の徴兵関係書類にはない情報を提供する。十八臨徴に関する徴兵関係書類で確認できるものは、「徴兵事務状況」と「業務詳報」である。

二　陸海軍史料上の臨時徴兵検査

（1）見積数

本章では、陸海軍史料上の十八臨徴に関する各種数字を見積数と実績数に分けて分析する。徴兵関係書類の「徴兵事務状況」と「業務詳報」に加え、海軍省の公文書と陸海軍人の私文書を取り上げる。文書の書き手は、陸軍関係では一九四二年一二月一四日に参謀本部第二課（作戦課）長、一九四三年一〇月に同第一部長に就任した真田穣一郎、陸軍省医務局医事課長の大塚文郎（一九四三年九月一三日～一九四五年九月在任）、海軍関係では、次官の沢本頼雄（一九四一年四月四日～一九四四年七月一七日在任）、軍令部第一部長の中沢佑（一九四三年六月一五日～一九四四年一二月一四日在任）、海軍省人事局第一課長の中瀬泝（一九四一年一〇月一五日～一九四三年一一月一八日在任）である。【表1】に本章で取り上げる陸海軍史料を時系列でまとめた。十八臨徴は一〇月二五日から一一月五日までに行われたため、一〇月二二日の【5】[56]までを見積数、一一月六日の【6】[57]以降を実績数とする。実績数はさらに、局長会報や課長会報など陸軍省内会議における関係者の発言メモを含む大塚備忘録上の数字を速報値、「業務詳報」上の数字を暫定値、「徴兵事務状況」上の数字を確定値に位置付ける。

分析に先立ち、体格等位判定、体格等位比率、役種の関係を概観する。体格等位には甲種、第一乙種、第二乙種、第三乙種（一九四〇年徴集で新設）、丙種、丁種、戊種の区分があり、乙種以上は「現役ニ適スル者」、丙種は徴集免除（第二国民兵）、丁種は兵役免除、戊種は再受検とした。乙種以上の役種は徴集人員の増加に

表１　昭和十八年臨時徴兵検査に関する記述一覧表

	作成・記述日	記述内容（引用又は抜粋）
1	1943/ 9/29	今回徴集延期ヲ停止セラルベキ法文科系学生中ヨリ約 15,000 ヲ採用ス （全数約 67,000）
2	1943/10/ 1	10 万中、9 万ハ合格　A〔陸軍〕45,000、B〔海軍〕15,000 分ケル
3	1943/10/ 1 頃	延期者 100,000 1　法文系 67,000　合格者 50,000　内海軍 15,000 　ｙ〔飛行〕専修ヨビ 10,000　（生徒 5,000~7,000） 　主計見習 500　法務 30 　残一般ヨビ学生（生徒） 2　理工系 30,000　AB〔陸海軍〕　取分ハ□定ム
4	1943/10/16 ～22 頃	徴集延期ヲ止メルモノ 10 万　8 万ハ A〔陸軍〕、B〔海軍〕ニトル 1 万 5 千　第二国民兵、補充兵　残リ 5 千ハ病人カ片輪ナリ
5	1943/10/22	・横須賀：東京 3,288　宇都宮 706　仙台 960　旭川 466　弘前 609　小計 6,029 ・呉　　：名古屋 1,010　大阪 1,169　姫路 1,111　広島 1,062　小計 4,352 ・佐世保：善通寺 727　熊本 1,046　久留米 1,133　朝鮮 30　台湾 30　小計 2,966 ・舞鶴　：金沢 759　京都 894　小計 1,653 ・計 15,000
6	1943/11/ 6	海軍ハ 15,000（「ソース」約 7 万ノ内適格者約 5 万ト見テ）ヲ必要
7	1943/11/ 9	〔課長会報　兵備課長〕 理工科関係 3.5 万別　□3.5 万入営延期 入営　6 万予定通リ
8	1943/11/11	横 6,029　呉 4,352　佐 2,966　舞 1,653 防空 1,100　特陸 500　水雷 500　防備 500　通信 200　電側 350　特暗〔信〕150 気象 100　航海 200　内火 100　教育 400　計 4,100 ｙ〔飛行〕5,500　整備 500　主計見習 500　法務 35 70% ヲ採用 陸ハ甲幹〔甲種幹部候補生〕60、乙幹〔乙種幹部候補生〕20 ヲ採ルト
9	1943/11/20	〔11/17　局長会報　兵務局長〕 受検人員 104,560　現 4 万　補 1.1 万　海軍 2.4 万　入営延期 3.5 万
10	1943/12/ 3	〔課長会報　兵備課長〕 1 日、学徒入営　陸軍約 4.5 万
11	1943/12/31 （提出期日）	・臨時徴兵検査徴集人員 現役 ┌陸軍 68,282（内入営延期者 33,566） 　　└海軍 15,000 第二補充兵 12,649 ・臨時採用特別志願兵人員 陸軍現役兵約 3,850　同第一補充兵約 400　計約 4,250
12	1944/ 2	1943 年「内学徒ヨリ」 ・見習尉官：主計科 561　法務科 11 ・予備学生：兵科 4,244　飛行科 2,986 *3,278*　整備科 121 ・予備生徒：兵科 1,593　飛行科 2,144　整備科 26
13	1944/ 6/21	・受検壮丁 103,038 ・大学学部卒約 19,400　高等学校・大学予科・専門学校卒約 49,300 　師範学校卒約 1,900　中学校及同等学校卒約 31,300　中学校在学及中退約 1,000 ・陸軍現役兵 69,911　海軍現役兵 15,533　計 85,444

※漢数字は算用数字に改め、算用数字は適宜カンマを補った。句読点は適宜整理し、引用者注は〔　〕で表した。
※史料 5、11、12、13 は引用ではなく、主な項目と数字を抜粋した。
※史料 12 の飛行科予備学生は 2,986 と印字され、その横に手書きで 3,278 と記載されている。
※史料の典拠は以下のとおり。

1　海軍省軍務局長「運営要綱具体策ニ関スル意見（其ノ二）」（「公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第七巻・昭和十八年」所収、国立公文書館所蔵）
2　「真田穣一郎少将日記」（防衛研究所所蔵）
3　「中沢軍令部第一部長ノート　作戦参考」（防衛研究所所蔵）※原本国立国会図書館憲政資料室所蔵
4　「真田穣一郎少将日記」（防衛研究所所蔵）
5　海軍大臣「臨時徴集スベキ海軍現役兵ノ件」（「海軍省人事局　綴」所収、防衛研究所所蔵）
6　人事局第一課長〔中瀬泝〕「申継覚」（「海軍省人事局　第一課長申継綴」所収、防衛研究所所蔵）
7　「大塚文郎備忘録」（防衛研究所所蔵）※原本所在不明
8　「沢本頼雄海軍大将業務メモ（叢四）局部長会報摘録除く」（防衛研究所所蔵）
9　「大塚文郎備忘録」（防衛研究所所蔵）※原本所在不明
10　「大塚文郎備忘録」（防衛研究所所蔵）※原本所在不明
11　海軍省人事局別室「各種人員統計表」（「海軍省人事局関連史料（軍人養成関係）」所収、防衛研究所所蔵）
12　「大東亜戦争業務詳報（服役関係事項）」（防衛研究所所蔵）※原本厚生労働省保管
13　陸軍大臣「全国臨時徴兵事務状況の件」（「陸軍省公文雑纂　昭和一九」所収、防衛研究所所蔵）

ともない変化し、現役兵の場合、特殊の事由がない限り、一九三七年徴集までは甲種、一九三八年徴集以降は第一乙種以上、十八臨徴は第二乙種以上、一九四四年徴集以降は内地人に限り第三乙種以上とした。[58] 体格等位は身長と「疾病其ノ他身体又ハ精神ノ異常」により判定し、その標準は兵役法施行令（令六八～六九条）と陸軍身体検査規則（一九二八年陸軍省令第九号）で定めた。一九三八年徴集以降の甲種、乙種、丙種、丁種、戊種は標準に沿って判定したが、乙種内の判定は、徴集人員に合致させるため調整が認められた。[59] また、徴集人員の増加にともない標準の変更も行われたが、第二補充兵の要員として第三乙種を新設した際に、第三乙種を「第二乙種中ノ弱兵ト丙種中ノ比較的体力勝レル者ヲ包含」[60] して以降、大きな変更はない。このため、一九四〇年以降の体格等位比率は、乙種以上九〇％前後、丙種七％前後で安定した。[61] 一九四二年の場合、一般徴兵検査が乙種以上八九％、丙種七％、丁種以下四％、臨時徴兵検査が乙種以上九三％、丙種五％、丁種以下二％である。学徒は在学できる心身状態にあるからか、一般に比べ丙種以下の比率が低く、乙種以上の比率が高い傾向にあり、一九四〇年、一九四一年一般徴兵検査における教育程度別体格等位比率も同様の傾向を示している。

また、「業務詳報」を中心に、十八臨徴の留意点を述べる。[62] 第一に、徴集延期者名簿に基づき受検見込数を算出し、現役兵の徴集率を受検見込壮丁の約八割に設定した。また、第二乙種以上を現役兵、第三乙種を第二補充兵としたため、陸海軍ともに第一補充兵を徴集していない。第二に、「徴集スヘキ現役兵」について、海軍は実数で定めたが、陸軍は兵種別比率で定め、各師管、軍管区等はその比率に基づいて徴集した。第三に、「第二補充兵及第二国民兵（現ニ疾病ノ為直ニ召集シ難キモノヲ除ク）」を召集対象とし、臨時召集日を一二月一日とした。海軍の入営日は一二月一〇日であるから、海軍に召集された第二補充兵と第二国民兵はいない。

第四に、入営延期者は陸軍に振り分け、卒業又は入営延期期間満了後に陸海軍間で配分し、海軍配当者は海軍籍に転換することとした。[63]

見積数は役種別、陸海軍別、文理別、入営・入営延期別、配属予定先など文書の目的や作成者の関心によって視点が異なり、断片的な記載も多い。しかし、見積段階で複数回登場し、登場する数字がすべて一致している項目が受検者数一〇万人と海軍入営者数一・五万人である。海軍の動きは【1】[64]、【3】[65]、【5】、【8】[66]によって、まず受検者数と文系学徒数に基づき海軍入営者数を決め、次いで兵科別の予備学生・生徒、見習尉官の採用数を決め、さらに、どの師管、軍管区から何人ずつ徴集し、どの海兵団に配属するか、入団後の銓衡試験の合格率を何割とし、合格者をどのように配属するかと、細部を詰めていったことが分かる。

次に、役種と体格等位について、真田の日記から検討する。真田の日記には受検者一〇万人の内訳が二度記載されているが、表現方法は異なる。まず【4】[67]では、「八万ハA、Bニトル、一万五千　第二国民兵、補充兵、残リ五千ハ病人カ片輪ナリ」とあり、陸海軍現役兵八万人、第二補充兵・第二国民兵一・五万人、兵役免除〇・五万人を意味する。一方で【2】[68]では、「九万ハ合格」とも記している。徴兵令下の徴兵検査規則では、丙種以上を合格、丁種を不合格としていたが、徴兵検査と陸軍志願者の身体検査を規定する兵役法下の陸軍身体検査規則では、徴兵検査の体格等位には合否を設けていない。[69]真田のいう「合格」は受検者の九割にあたるため、体格等位で乙種以上、役種で現役兵と補充兵と解される。第三乙種たる第二補充兵は「身体強健」（令六八条）で、「結核性疾患」がないため、[70]基本的に召集対象となる。真田の日記を総合すると、見積段階では、現役兵八万人、第二補充兵一万人、第二国民兵役〇・五万人、兵役免除・翌年再受検者〇・五万人となる。なお、海軍は【3】と【6】で、六・七万人中の七四％にあたる五万人を「合格者」、約七万人中の約七一％に

あたる五万人を「適格者」と表現している。【8】で海軍は銓衡試験合格率を七割に設定しているため、「合格」や「適格」とは海軍独自の基準による初級幹部の適格者と考えられる。

また、文理別、入営・入営延期別について、【3】では、総数一〇万、文系六・七万、理系三万と記し、残数〇・三万について記載していない。しかし、全体の比率を現役兵八割、補充兵一割、その他一割と捉えていることを考えると、初期の段階では、文系六・七万人（現役兵・補充兵六万人、その他〇・七万人）、理系三・三万人（現役兵・補充兵三万人、その他〇・三万人）と解釈することが自然であろう。さらに、現役兵・補充兵九万人について、【2】から、入営者六万人（陸軍四・五万人、海軍一・五万人）、入営延期者三万人と見込んでいたことが分かる。

以上より見積数は、受検者数一〇万人、役種別では、現役兵八万人（陸軍六・五万人、海軍一・五万人）、第二補充兵一万人、第二国民兵〇・五万人、兵役免除以下〇・五万人であった。入営・入営延期別では、入営対象六・七万人（陸軍現役兵三・八万人、海軍現役兵一・五万人、補充兵〇・七万人、その他〇・七万人）、入営延期対象三・三万人（現役兵二・七万人、補充兵〇・三万人、その他〇・三万人）であったと考えられる。また、「第二補充兵及第二国民兵（現ニ疾病ノ為直ニ召集シ難キモノヲ除ク）」を召集対象としたが、陸海軍間の配分上、海軍は現役兵のみ、陸軍は第二補充兵までとし、第二国民兵は除外していたことが分かる。すなわち、入営者六万人（陸軍四・五万人、海軍一・五万人）、入営延期者三万人と見込んでいた。

（2）実績数

まず、【13[71]】の「徴兵事務状況」を確定値として取り上げる。受検者は一〇三、〇三八人で、学歴別内訳が記

載されている。徴兵事務報告規程上、大学学部の在学者及び中途退学者は「高等学校・大学予科・専門学校卒業者」に、高等学校・大学予科・専門学校・同等と認める学校の在学者及び中途退学者は「中学校卒業者」に含める。しかし、大学学部卒業者が約二万人いるため、仮卒業者は卒業者に区分されていると判断し、次のように読み替える。大学学部仮卒業者約一九、四〇〇人、大学学部在学者及び専門学校仮卒業者約四九、三〇〇人、高等学校・大学予科・専門学校在学者約三一、三〇〇人、師範学校卒業者約一、九〇〇人、中学校在学及び中退者約一、〇〇〇人である。

役種別内訳について、現役兵は陸軍六九、九一一人、海軍一五、五三三人、計八五、四四四人と記載され、残数の一七、五九四人が第二補充兵以下の総数となる。見積数よりも受検者は三、〇三八人、現役兵は五、四四四人増加し、第二補充兵以下は二、四〇六人減少しているため、質的、量的に見込みを上回っている。特に現役兵率は約八三％である。陸軍は「徴集率ハ昭和十八年一般徴兵検査ニ於ケルモノト同率トシ受検見込壮丁百名ニ付約八十名」[72]との立場だが、一般徴兵検査では現役兵と第一補充兵を合わせて八割であり、現役兵に限ればその割合は六割である[73]。現役兵率は十八臨徴において、六割から八割へと大幅に引き上げられたことが分かる。

入営者数について、海軍に召集された第二補充兵と第二国民兵はおらず、入営延期者は陸軍に振り分けられたため、海軍現役兵数一五、五三三人は海軍入営者数を意味する。【12[74]】には銓衡試験に合格した見習尉官、予備学生・生徒の採用数が記載されている。他方、陸軍入営者は、陸軍現役兵中の入営者、第二補充兵・第二国民兵中の応召者の和だが、入営延期者数、第二補充兵数、第二国民兵数、応召者数の記載がないため、「徴兵事務状況」からは判明しない。入営延期者数について、一九四四年徴集からは、徴兵官が作成する「徴兵表」

の記載項目に入営延期者数が追加されているが、[75]十八臨徴では、該当者が提出した「入営延期届」又は「召集延期届」を市町村長経由で連隊区司令官に集約する規程があるため、[76]陸軍省ではこの数字を集約していたと考えられる。

続いて、大塚備忘録を取り上げる。【9】[77]は各数字を単純合算すると受検者数を越え、さらに、「海軍二・四万」と記載されているが、海軍現役兵は一・五万人のため事実に反する。そこで、「海軍」を「海軍以下」の意、あるいは「海丙」の誤記と捉えると、丙種すなわち第二国民兵以下〇・九万人を含むことになる。この場合、受検者数約一〇・四万人から、入営陸軍現役兵四万人、第二補充兵一・一万人、海軍現役兵一・五万人、第二国民兵以下〇・九万人を差し引いた残数二・九万人が入営延期陸軍現役兵となる。さらに、入営延期者三・五万人、補充兵一・一万人との記述から、第二補充兵の内訳は、入営者〇・五万人、入営延期者〇・六万人となる。よって【9】は、役種別にみると、現役兵八・四万人（陸軍六・九万人、海軍一・五万人）、第二補充兵一・一万人、第二国民兵以下〇・九万人となり、役種別の割合は、現役兵率八〇％、第二補充兵率一一％、第二国民兵以下九％である。入営状況別にみると入営者六万人（陸軍現役兵四万人、第二補充兵〇・五万人、海軍現役兵一・五万人）、入営延期者三・五万人（陸軍現役兵二・九万人、第二補充兵〇・六万人）、その他〇・九万人となる。これらの数字は、【7】[78]の入営者六万人、入営延期者三・五万人、【10】[79]の陸軍入営者四・五万人にも対応する。また、【7】には入営者数が「予定通リ」である旨が添えられている。つまり、大塚備忘録上の数字は、私文書上の数字であり、概数ではあるものの、十八臨徴後の一一月から一二月にかけて兵務局長と兵備課長が陸軍省内で報告した数字であり、速報値として信頼に足るといえる。

さらに、「業務詳報」を分析する。受検者数は不明だが、現役兵は陸軍六八、二八二人、海軍一五、〇〇〇人、

計八三、二八二人、第二補充兵は一二、六四九人である。また、陸軍現役兵数の直後に「内入営延期者三三、五六六」と記載されている。記載位置から三三、五六六人を陸軍現役兵中の入営延期者と捉えると、入営陸軍現役兵は三四、七一六人となる。この場合、入営陸軍現役兵が見積数から約〇・五万人減少するため、陸軍入営者が質的、量的に見積段階から後退することになる。確かに入営延期対象は見積段階から拡大したが、受検者と現役兵も見積段階から増加しているため、入営延期者の増加は入営者の減少に直結しない。そこで、見積段階でも大塚備忘録でも、入営延期者数には現役兵と第二補充兵のみを計上していることに着目し、「入営」を「入営（召集）」の略語と解し、さらに、徴集人員中の入営延期者と捉える。すると、入営者数は陸海軍現役兵と第二補充兵の和九五、九三一人から入営延期者三三、五六六人を控除した六二、三六五人と解することができる。ただし、「業務詳報」上の現役兵数は「徴兵事務状況」上の現役兵数より二、一六二人少なく、「業務詳報」上の各種数字は、最終的に更新される暫定値と評価せざるを得ない。なお、朝鮮、台湾出身の学徒に対して「昭和十八年度陸軍特別志願兵臨時採用規則」（一九四三年陸軍省令第四八号）を定め、志願を強制したことは周知のとおりだが、現役兵約三、八五〇人、補充兵約四〇〇人、計約四、二五〇人を採用したと記載されている。

最後に、「徴兵事務状況」の受検者数を基礎として、徴集率と入営率を乗じて入営者数を推計する。徴集率は一九四二年臨時徴兵検査と同程度ならば約九三％、大塚備忘録と同程度ならば約九一％（九五、〇〇〇÷一〇四、五六〇）となる。徴集人員中の入営延期率は、大塚備忘録と同程度ならば約三七％（三五、〇〇〇÷九五、〇〇〇）、「業務詳報」と同程度ならば約三五％（三三、五六六÷九五、九三一）となる。つまり、「徴兵事務状況」を基礎とすると入営者数は、五九、〇七一人（一〇三、〇三八×九一％×六三％）から六二、二八六人

（一〇三、〇三八×九三％×六五％）程度と推計できる。

本章で明らかにした、見積数、速報値、暫定値、確定値という各段階における役種別内訳、受検者数、徴集人員、入営者数、入営延期者数を【表2】にまとめた。一部、解釈によるものもあるが、受検者数や現役兵数で比較した場合、見積数に比べ、速報値、暫定値、確定値は増加しているが、速報値、暫定値、確定値の三者に大きな差はない。入営者数は、見積数が約六万人、速報値が約六万人、暫定値が六二、三六五人である。入営者数の確定値のみが速報値や暫定値から大きく乖離することは考え難い。また、「徴兵事務状況」上の受検者数に徴集率、入営率を乗じて入営者数を推計すると、約五・九万人から約六・二万人となり、見積数、速報値、暫定値と同程度である。よって、入営者数は約六万人、うち海軍入営者一五、五三三人との結論が導かれる。ただし、入営時の身体検査の結果、即日帰郷[80]となり、事実上入営しなかった者を含む。なお、入営者数の計算上、第二国民兵を除いたが、実際には、丙種で召集された者がいたことが知られている[81]。しかし、第二国民兵は受検者に占める割合が小さく、また、召集率は第二補充兵より低く、即日帰郷率は現役兵や第二補充兵よりも高いと考えられるため、入営者数への影響は小さい。よって、概数たる約六万人に第二国民兵中の応召者を含むものとした。

三　大学関係資料上の臨時徴兵検査

本章では、十八臨徴の体格等位判定が分かる個別大学を取り上げ、受検者数を分母とした体格等位比率、役種率等が、陸海軍史料と同様の傾向を示すかどうかを検証する。

表２　昭和十八年臨時徴兵検査役種別内訳等

（人）

	現役兵	第二補充兵	その他	受検者	徴集人員	入営者	入営延期者
見積数	80,000	*10,000*	*10,000*	100,000	90,000	60,000	30,000
速報値	*84,000*	11,000	*9,000*	104,560	*95,000*	60,000	35,000
暫定値	83,282	12,649	—	—	95,931	*62,365*	33,566
確定値	85,444	17,594		103,038	—	—	—

※「その他」は、第二国民兵（丙種）、兵役免除（丁種）、再検査（戊種）の合計。
※「入営者」と「入営延期者」は「徴集人員」を分母とするが、実際には第二国民兵の一部も応召している。
※イタリックの数値は、筆者が算出したもので数値の解釈をともなう。
※—は無記載を意味する。
※確定値では、受検者数から現役兵数を控除した数値を、「第二補充兵」と「その他」の和とした。
※典拠　見積数：「真田穣一郎少将日記」（防衛研究所所蔵）
速報値：「大塚文郎備忘録」（防衛研究所所蔵）※原本所在不明
暫定値：「大東亜戦争業務詳報（服役関係事項）」（防衛研究所所蔵）※原本厚生労働省保管
確定値：「全国臨時徴兵事務状況の件」（「陸軍省公文雑纂　昭和一九年」所収、防衛研究所所蔵）

二〇二〇年三月末時点で国立公文書館が所蔵する文部省、文部科学省移管文書には学徒出陣の入営者数等に関する文書は含まれていない。[82] しかし、複数の大学に残る文部省往復文書[83]によって、一九四三年一二月初旬、文部省専門教育長が各大学高等専門学校長に十八臨徴に関する調書の提出を求めたことが分かる。調書の様式は少なくとも二種類あり、本稿では便宜上、第一様式、第二様式と表現する。第一様式は東北帝国大学[84]に、第二様式は早稲田大学[85]や東北学院に送られたもので、提出先は前者が教育課、後者が監理課である。また、刊行物上の情報から、九州帝国大学に第一様式[86]、専修大学に第二様式[87]が届いたと考えられる。

両様式に共通する調査項目は、一一月三〇日現在在籍者数、徴兵検査判定、一一月三〇日現在応召又は入営のため休学中の者、朝鮮出身者、台湾出身者である。朝鮮と台湾の出身者は特別志願予定者数の記入も求めている。第一様式の方が詳細であり、このほか未適齢者、既受検者、留学生の項目があり、既受検者は入営・応召中の者以外に、予備役、補充兵役、第一国民兵役、第二国民兵役、陸海軍委

託者、兵役免除者と細分化されている。また、徴兵検査判定の内訳について、第一様式は甲種から戊種まで七種類の体格等位別だが、第二様式は、入営者数、応召者数、不合格者数の三つに大別し、入営者数の内訳として甲種、第一乙種、第二乙種を、応召者数の内訳として第三乙種、丙種を設けている。

各大学が作成した調書は、通牒時期、回答期限、調査項目の設定が適切でなかったため、不備が多い。第一様式は一二月二日付通牒、一五日期限で、東北帝国大学は二七日に回答、第二様式は一二月三日付通牒、一〇日期限で、東北学院は一二日、専修大学は二四日、早稲田大学は一月一〇日に回答している。文部省が事前に各学校に求めていたのは「入営又は入団ノ学生生徒ニ付テハ学籍簿ノ他ニ学部、学科、学年別ニ入営期日、入営部隊名等ヲ記載シタル徴集者名簿ヲ作製シ置クコト」[88]だけである。とりわけ体格等位の調査が困難であったと推察され、早稲田大学文学部は空欄、同法学部も事実上空欄である。調査項目については、第一様式では、未適齢の陸海軍委託学生、既受検で戊種だった者、第二様式では、戊種、入営後の即日帰郷者、入営延期者、不明者などの記入方法が各々異なる。また、「十一月三十日現在応召又ハ入営ノ為休学中ノ者」の欄に、一二月一日以降に休学扱いとなる出陣学徒を含めて記載しているところもある。さらに、第三乙種と丙種の合計数を「応召者数」としているが、第三乙種たる第二補充兵と丙種たる第二国民兵は全員が召集されるわけではない。このように調書には不備があるが、入営対象学部の在学者数、受検者数、体格等位、受検者数を分母とした各種比率をまとめたものが【表3】である。以下、本表を中心に各種数字を分析する。

まずは受検率である。十八臨徴は、在学者のうち、未適齢者、戊種判定以外の既受検者、朝鮮出身者、台湾出身者、留学生を対象外としたため、中学校第四学年修了者、七年制高校出身者、過年度生、原級留置者、編入・再入学者、朝鮮出身者、台湾出身者、留学生等の多寡によって在学者に占める受検者割合が異なる。大学

学部生の受検率は、通常、未適齢者を含む第一学年が最も低く、既受検者が最も多い第三学年、第二学年の順で高くなり、本表もその傾向を示している。早稲田大学法学部の受検率が各学年とも高いが、一〇月一日付の年齢別構成比を一九歳以下、二〇～二二歳、二三歳以上に分けると、一九歳以下の割合が最も高い学年が第二学年、二三歳以上の割合が最も高い学年が第二学年となっており[89]、年齢構成比が通常と異なるようである。また学部別では、文学部系の受検率が他学部に比べて低い。東北帝国大学文科の場合、法科、経済科に比べて未適齢者率が低く、既受検者率が高いため、他科に比べて年齢層が高いことは明らかであり、既受検者が多いために受検率が下がったと考えられる。ただし、東京帝国大学文学部国史学科第一学年三二人の場合、出生年月と軍歴から受検状況を分析すると、受検者一六人、既受検者一人、入隊中の者一人、未適齢者一四人で、受検率は五割と考えられ、未適齢者が受検率を引き下げている[90]、一方で、文学部フランス文学科第一学年は一八人中一七人が受検予定者とされているため[91]、文学部の場合、受検率に影響を与える要因は学科や学年によって異なるといえよう。

次に、現役兵率である。東北帝国大学文科と早稲田大学法学部を除き八割を超え、概ね「徴兵事務状況」と同じ傾向を示している。東北帝国大学文科の既受検者の状況を他科と比べた場合、現役または応召中の率が低く、補充兵役、第二国民兵役にある者の率が高いため、既受検者も受検者も文科は体格等位判定が他科に比べて悪い傾向にある。

続いて、補充兵率と国民兵率を検討する。概ね補充兵率は一〇％前後、国民兵率は五％前後と陸海軍史料上の全体の比率と同じ傾向を示している。早稲田大学の法学部と文学部が著しく乖離しているが、両学部は事実上、体格等位判定欄が未記入であり、体格等位が不明な場合に入営者と応召者を区別することは困難である。

国民兵		その他			入隊者	受検率[7]	受検者を分母とする比率					
丙（国民兵）	小計[4]	丁・戊	その他[5]	小計[6]			現役兵	補充兵	国民兵	その他	乙種以上	入隊
7	20	3	4	7	116	58.9	81.0	9.2	4.9	4.9	90.1	81.7
4	25	2	11	13	239	88.4	84.9	8.3	1.6	5.2	93.3	94.8
4	18	1	1	2	170	64.7	88.5	8.0	2.3	1.1	96.6	97.7
15	63	6	16	22	525	71.9	85.0	8.5	2.6	3.9	93.5	92.4
0	7	0	4	4	56	55.3	82.5	11.1	0.0	6.3	93.7	88.9
0	3	0	4	4	87	85.8	92.3	3.3	0.0	4.4	95.6	95.6
2	6	0		0	52	67.1	88.7	7.5	3.8	0.0	96.2	98.1
2	16	0	8	8	195	69.2	88.4	6.8	1.0	3.9	95.2	94.2
2	7	1	4	5	47	49.1	76.9	9.6	3.8	9.6	86.5	90.4
7	29	5		5	234	71.8	86.3	8.8	2.8	2.0	95.2	94.0
11	33	2	1	3	312	92.7	89.1	6.7	3.3	0.9	95.8	94.5
16	51	5		5	275	86.8	81.1	11.8	5.4	1.7	92.9	92.6
34	113	12	1	13	821	83.8	85.6	9.0	3.9	1.5	94.6	93.7
1	42	5		5		79.9	84.3	13.7	0.3	1.7	98.0	
9	47	8		8		85.2	83.6	11.3	2.7	2.4	94.9	
10	48	9		9		73.5	80.3	13.1	3.5	3.1	93.4	
20	137	22		22		80.0	82.8	12.7	2.2	2.4	95.4	
15	49	0		0		75.4	86.4	9.5	4.2	0.0	95.8	
12	38	3		3		85.6	90.1	6.3	2.9	0.7	96.4	
13	41	2		2		92.5	89.5	6.8	3.2	0.5	96.3	
40	128	5		5		86.0	88.8	7.4	3.4	0.4	96.2	
0	17	7		7		83.6	88.8	7.9	0.0	3.3	96.7	
0	66	11		11		91.3	68.0	27.4	0.0	4.6	95.4	
0	61	4		4		102.7	75.8	22.7	0.0	1.5	98.5	
0	144	22		22		93.9	76.0	19.6	0.0	3.0	95.6	
	0	4		4		61.6	91.1			8.9		
	0	4		4		72.4	90.5			9.5		
	1	5		5		61.8	82.4			14.7		
	1	13		13		65.1	88.4			10.7		
	0	11		11		55.9	80.7			19.3		
	0	17		17		88.1	83.7			16.3		
	1	16		16		60.0	81.7			17.2		
	1	44		44		67.7	82.3			17.3		
	0	2		2		68.3	92.9			7.1		
	1	4		4		89.7	80.8			15.4		
	0	4		4		58.1	84.0			16.0		
	1	10		10		69.9	86.1			12.7		
	3	67		67		64.3	84.6			14.8		

(6) 体格等位判定の丁種・戊種・不明者の合計又は「不合格者」欄の数字。
(7) 日本人男子を分母とする。
※典拠 「統計報告（昭和十四年―二十三年）」（東北大学史料館所蔵：学生/1994/4-034）
「昭和 18 年 4 月起　文部省関係書類　教務課 〔昭和 18 年度〕」
（早稲田大学大学史資料センター所蔵：早稲田大学本部書類（続）-16 〔官庁関係〕）
蜷川寿恵『学徒出陣――戦争と青春』（吉川弘文館、1998 年）63-64 頁。

表３　大学関係資料上の昭和十八年臨時徴兵検査

	学部	学科	学年	在籍者			受検者(2)	現役兵				補充兵・
				日本人男子	朝鮮台湾	小計(1)		甲	第一乙	第二乙	小計(3)	第三乙（補充兵）
東北帝国大学	法文学部	法科	1年	236	5	241	142	25	68	22	115	13
			2年	285	0	285	252	36	124	54	214	21
			3年	269	3	272	174	36	96	22	154	14
			計	790	8	798	568	97	288	98	483	48
		経済科	1年	114	0	114	63	6	33	13	52	7
			2年	106	0	106	91	10	60	14	84	3
			3年	79	2	81	53	8	25	14	47	4
			計	299	2	301	207	24	118	41	183	14
		文科	計	106	6	112	52	3	24	13	40	5
東京商科大学	商学部		1年			347	249	53	113	49	215	22
			2年			356	330	51	166	77	294	22
			3年			342	297	57	130	54	241	35
			計			1,045	876	161	409	180	750	79
早稲田大学	政治経済学部		1年	374	5	379	299	44	149	59	252	41
			2年	393	8	401	335	63	156	61	280	38
			3年	393	6	399	289	52	132	48	232	38
			計	1,154	25	1,179	923	159	437	168	764	117
	商学部		1年	476	1	477	359	46	139	125	310	34
			2年	485	2	487	415	56	168	150	374	26
			3年	442	21	463	409	54	164	148	366	28
			計	1,376	51	1,427	1,183	156	471	423	1,050	88
	法学部		1年	256	6	262	214				190	17
			2年	264	3	267	241				164	66
			3年	262	9	271	269				204	61
			計	782	18	800	734				558	144
	文学部	哲学科	1年	73	5	78	45				41	
			2年	58	4	62	42				38	
			3年	55	3	58	34				28	
			小計	186	12	198	121				107	
		文学科	1年	102	8	110	57				46	
			2年	118	5	123	104				87	
			3年	155	4	159	93				76	
			小計	375	17	392	254				209	
		史学科	1年	41	5	46	28				26	
			2年	29	1	30	26				21	
			3年	43	2	45	25				21	
			小計	113	8	121	79				68	
	計			706	5	711	454				384	

(1) 留学生、女子、本科生以外の者は除く。1943 年 11 月 30 日現在。東京商科大学の在学者内訳は不明。
　1 年は 1943 年 10 月、2 年は 1942 年 10 月、3 年は 1942 年 4 月入学を標準とする。
(2) 受検者数又は徴兵検査判定の「合計」欄の数字。
(3) 徴兵検査判定の甲種・第一乙種・第二乙種の合計又は「入営者」欄の数字。
(4) 徴兵検査判定の第三乙種・丙種の合計又は「応召者」欄の数字。
(5) 体格等位不明者等。

特に文学部は第三乙種、丙種がほとんどおらず、受検者の体格等位判定を反映しているとは考え難い。

最後に、徴兵検査判定と入隊者数の両方が判明している東北帝国大学と東京商科大学[92]を取り上げ、徴兵検査判定と入隊の関係を検討する。東北帝国大学法科第一学年[93]を除き、入隊率は九割前後である。これは、現役兵以外に、第二補充兵や第二国民兵が召集されたことを示している。応召者の内訳は不明だが、乙種以上率に近似しているため、陸海軍史料上の入営者数の計算過程が示すように、第二補充兵が中心だったと考えられる。

以上より、分析対象は少ないが、個別大学における十八臨徴結果も、受検者を分母とした場合、体格等位比率が陸海軍史料上の比率と同じ傾向にあることが分かる。体格等位判定は役種の決定と結びつき、役種は入営状況に関係する。特に、現役兵率が約八割ということは入営延期対象外学部学科の学生の入営率の下限が八割であったことを意味する。実際の入隊率は乙種以上率に近い約九割のため、陸海軍史料が示すように、基本的に第二補充兵は召集され、第二国民兵の一部も召集されたものと考えられる。

おわりに

本稿では、陸海軍史料上の十八臨徴に関する各種数字を、文書の作成時期から、陸海軍が共有していた見積数、陸軍省内で報告された速報値、「業務詳報」上の暫定値、「徴兵事務状況」上の確定値に分けて分析した。その結果、入営者は見積数と速報値が約六万人、暫定値が六二、三六五人であったことを明らかにした。入営者数の確定値は不明だが、受検者数、現役兵数などの共通項目では、速報値、暫定値、確定値に大きな乖離はなく、最終的な入営者数も速報値と暫定値から大きく乖離しないと考えられる。よって、最狭義の学徒出陣の

入営者数は、即日帰郷者を含み、約六万人、うち海軍入営者一五、五三三人といえるだろう。

また、体格等位判定と役種が入営状況に密接に関係することに着目し、役種率を通じて、陸海軍史料上の全体の実績が、個別大学の実績を反映していることを確認した。特に、現役兵率が約八割ということは、入営延期対象外学徒の入営率の下限が八割であったことを意味する。さらに、第二補充兵は基本的に召集されたと考えられるため、入営率は約九割まで上昇する。第一乙種以上を現役兵とする一九四三年の一般徴兵検査、第三乙種以上を現役兵とする一九四四年以降の徴兵検査の間にあって、十八臨徴では第二乙種以上を現役兵とし、第三乙種の第二補充兵も基本的に召集した。一九四〇年以降の乙種以上率は九割前後であり、入営対象を乙種以上とすれば入営率は九割になる。十八臨徴は、形式的には同年の一般徴兵検査との均衡に配慮を示したが、実質的には翌年以降の徴兵検査で意図された、入営率九割の先駆に位置付けられる。

さらに、これまで提示された主な入営者数との関係を考察する。まず、軍関係者の提示数は、その意味が明らかになった。蝦名が提示した陸軍入隊者数は「業務詳報」上の陸軍現役兵と第二補充兵の和八〇、九三一人、海軍入隊者数は「海軍予備学生採用員数調」の一九四三年度採用総数一七、九〇七人と一致する。だが、陸軍入隊者数は入営延期者を控除しておらず、海軍入隊者数は九月卒業生を含む一方で、予備生徒・見習尉官の採用者と銓衡試験不合格者を含んでおらず、いずれも過大である。よって、蝦名が提示した入隊者数は否定される。また、松木が記した徴集人員九・六万人は、「業務詳報」上の陸海軍現役兵と第二補充兵の和九五、九三一人の概数と考えられる。つまり、「昭和十八年臨時徴兵検査規則」による現役及び第二補充兵役編入者が約九・六万人だったのである。

続いて、実態調査等に基づく推計値と一万人以上乖離する理由を考察する。蜷川の推計値約四・九万人とは

約一・一万人乖離する。蜷川は学校種別、学年別の在学者数に平均受検率を乗じて受検者数を九一、四六九人と推計したが、実際の受検者数よりも一一、五六九人少ない。受検者の九〇％が乙種以上に判定され、その六五％が入隊したと仮定すれば、入隊者数は六、七六八人増加する。残りの差は入隊率に起因する。次に、西山の推計値約四・七万人とは約一・三万人乖離する。学校種別の入営対象在学者数に学校種別の平均入隊率を乗じて推計する方法で、在学者数の精度は上がっているため、乖離の理由は入隊率による。入隊率は受検率、体格等位判定、入営延期者数などさまざまな要因の影響を受ける。入営対象学部・学科の在学者を分母とする推計値は、入営延期者数の影響を排除するが、徴兵適齢未満者など十八臨徴対象外の者を含むため、受検率の影響を受ける。一方で、受検者を分母とする陸海軍史料上の入営者数は、過去の徴兵検査の戊種判定者や進学準備中の者など、在学者以外の者を含むため、在学者数を分母とする入隊者数を確実に上回る。また、入隊の定義に即日帰郷を含むか否かも入隊率に影響する。陸海軍史料上では即日帰郷者は入営者扱いだが、各学校では残留者扱いの可能性がある。十八臨徴では、現役兵を第二乙種まで拡大し、第二補充兵、第二国民兵も召集する方針としたため、過去の徴兵検査に比べ、即日帰郷率が高かったことは明らかである。実態調査等で即日帰郷者を残留者扱いとした場合の入隊率は、陸海軍史料上の入営率より低くなるため、陸海軍史料上の入営者数と実態調査等に基づく入隊者数の乖離の一因となる。

最後に、陸海軍史料上の数字は全体の実績であり、学校種、学校、学部、学科ごとの固有の事情は捨象されている。しかし、全体像や平均は、乖離の程度を通じて、当該学校、学部、学科ごとの固有の事情を明らかにする手掛かりにもなり得ると考える。一方で、陸海軍史料上の入営者数は即日帰郷者を含むという課題があり、より実態に迫る上で、各学校における実態調査等が手掛かりの一つとなるであろう。

※本稿は、二〇一八年一二月一日、二日に開催された学徒出陣七五年シンポジウム／研究報告「慶應義塾と戦争」における報告「陸海軍史料に見る「学徒出陣」――在学徴集延期停止の背景と昭和十八年臨時徴兵検査」をもとに、入営者数に焦点を当て大幅加筆したものである。「学徒出陣」の背景は別の機会に詳述する。

注

（1）まず兵役法改正（一九四三年法律第一一〇号）で入営延期制を新設し、次いで、「修学継続の為の入営延期等に関する件」（同陸軍省令第五四号）、「入営（召集）を延期すべき学校及び入営（召集）を延期すべき期間」（同陸軍省告示第五四号）で入営延期対象の学校・学部・学科と入営延期期間を定めた。その後も、陸軍省令と陸軍省告示は改正を重ねた。

（2）中井良太郎『通俗逐條講話兵役法詳解』（織田書店、一九二八年）一六〇頁。

（3）本稿では、兵役法（一九二七年法律第四七号）、兵役法施行令（同勅令第三三〇号）、兵役法施行規則（同陸軍省令第二四号）の条番号を示す際、それぞれ、法、令、則と略記する。

（4）現役に就いた者を軍隊に召致する行政処分を入営、補充兵、国民兵等を軍隊に召致する行政処分を召集という。本稿では、「入営（召集）延期」の対義語も入営（先行研究への言及や志願による場合等は入隊）と表記する。

（5）前掲注（2）中井『通俗逐條講話兵役法詳解』二三二頁。

（6）「学徒出陣」という言葉は、当初一九四三年九月繰上卒業生が陸海軍に入隊する事象に使われ、また、一九四一年一二月から始まった在学・修業年限短縮により、以後の繰上卒業生は、本来の在学・修業年限ならば在学生にあたる時期に、卒業生として陸海軍に入隊している。このため卒業生の入隊を含める広義の立場もある。「学徒出陣」という言葉の由来や定義は、西山伸「「学徒出陣」研究序説」（辻本雅史編『知の伝達メディアの歴史研究――教育史像の再構築』思文閣出版、二〇一〇年）二七八～二八七頁に詳しい。

（7）一九二三年一二月二日以後の出生者は、徴兵適齢が満二〇歳から満一九歳に引き下げられ、一般徴兵検査受検を受検したが、多くは徴兵としてではなく初級幹部候補者（陸軍特別甲種幹部候補生、陸軍特別操縦見習士官、海軍予備学生・生徒、海軍見習尉官等）として入隊した。また、一九四五年四月から教員養成のための学校等の文科が入営延期対象外となった。西山伸「戦争末期の「学徒出陣」」（『近代日本研究』第三五巻、二〇一九年二月）参照。

（8）「陸軍ノ秘密書類ニ関スル件」（一九三三年二月一八日、陸達第二号）第二条、第三条。陸軍秘密書類取扱規則（一九三三年二月一八日、陸普第八五〇号）第二条、第三条。海軍機密書類取扱規則（一九一八年一二月一七日制定、内令第四一七号）第三条、第五条。これらは中野目徹・熊本史雄編『近代日本公文書管理制度史料集　中央行政機関編』（岩田書院、二〇〇九年）参照。

（9）加藤聖文「敗戦時における公文書焼却の再検討――機密文書と兵事関係文書」（『国文学研究資料館紀要　アーカイブズ研究篇』第五〇巻、第一五号、二〇一九年三月）。

（10）長谷川優也「旧陸軍の秘密書類管理制度と終戦前後の文書焼却」（『軍事史学』第二二一号、二〇二〇年六月）。

（11）「美山要蔵宣誓供述書陸軍省資料の処置（陸軍秘密書類取扱規定）」（「A級極東国際軍事裁判弁護関係資料四六三・第五類（ロ）その一七三五～一七四九」所収、国立公文書館所蔵：平一一法務〇三〇三二一〇〇）。

（12）昭和期の兵役に関する事務は、軍務局徴募課、人事局徴募課を経て、一九三九年一月以降は兵務局兵備課が所掌した。

（13）終戦前後の公文書等焼却に関する代表的な研究として、吉田裕「公文書の焼却と隠匿」（『季刊　戦争責任研究』第一四号、一九九六年九月、後に『現代歴史学と戦争責任』（青木書店、一九九七年）所収）、原剛「陸海軍文書の焼却と残存」（『日本歴史』第五九八号、一九九八年三月）、田中宏巳「解説　米議会図書館（LC）所蔵の旧陸海軍資料について」（田中宏巳編『米議会図書館所蔵占領接収旧陸海軍資料総目録』東洋書林、一九九五年、iv～xxiv頁）などが知られる。また、山田敏之「国の機関における公文書の保存について」（国立国会図書館調査及び立法考査局編

『レファレンス』第八三六号、二〇二〇年九月）は、陸海軍を含む国の機関が保管していた一九四五年以前の公文書について、機関別の保存状況を整理し、文書喪失の原因等を論じている。

（14）蝦名賢造『海軍予備学生』（図書出版社、一九七七年）一六五頁。

（15）蜷川寿恵「学徒出陣の検証」（『日本歴史』第五七八号、一九九六年七月）。

（16）松木秀満「陸軍兵備（後編）其二」一九七六年一月（防衛研究所所蔵：中央―軍事行政動員・編成―四〇）。

（17）防衛庁防衛研修所戦史部『戦史叢書九九　陸軍軍戦備』（朝雲新聞社、一九七九年）「序」、五一八頁の注三八二。

（18）同三八四頁。

（19）蜷川寿恵『学徒出陣　戦争と青春』（吉川弘文館、一九九八年）六〇～六七頁。なお、『文部省第七十一年報』を用いた推計を最初に行ったのは安田武であり、一九四三年三月現在の在学者数に出身校の推定入隊率を乗じて約一二、三万人としたが、本人も「かなり大雑把なもの」と添えている。安田武『学徒出陣』（三省堂、一九六七年初版、一九七七年新版）一一〇～一一二頁。

（20）西山伸「徴集猶予停止に関するいくつかの問題について」（『京都大学大学文書館研究紀要』第一四号、二〇一六年三月）。

（21）『文部省第七一年報』はしがき（国立公文書館所蔵：平一九文科九〇一二四一〇〇）。

（22）前掲注（6）西山「「学徒出陣」研究序説」二九四～二九五頁、二九九頁の注四四。

（23）前掲注（20）西山「徴集猶予停止に関するいくつかの問題について」。

（24）前掲注（15）蜷川「学徒出陣の検証」。

（25）学徒兵懇話会編『新編検証　陸軍学徒兵の資料』（学徒兵懇話会、二〇〇〇年）九三～九五頁。なお、初版は陸軍学徒兵の資料編纂委員会編『検証・陸軍学徒兵の資料』として一九九三年発行、増補・改訂版は一九九九年発行。

（26）本稿では、陸海軍が調製した書類及び陸海軍人が作成した私文書並びにこれらの複製物を陸海軍史料と表記する。

『官庁刊行図書目録』に登載実績のある図書を含む。

（27）二〇〇一年一一月アジア歴史資料センター開設。二〇〇五年四月国立公文書館デジタルアーカイブ運用開始。防衛研究所ウェブサイトでは、二〇一一年九月から「公開史料目録」（ＰＤＦ）の掲載を開始し、二〇一六年には「戦史史料・戦史叢書検索」を開設した。また、戦史研究センター史料閲覧室内の「戦史システム情報検索端末」ではより多くのデジタル画像が閲覧できる。

（28）「陸軍秘密書類取扱規則に依らざる陸軍秘密文書の標記及取扱に関する件」（JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C01004504600、「密大日記　第一一冊　昭和一三年」、防衛研究所）。他の法定機秘密書類を含む標記要領は「陸普第三五二二号　秘密書類、同文書等の標記に関する件陸軍一般へ通牒　昭和一八年七月一六日（一）」（JACAR：C14060233600、「陸軍機秘密書類に関する綴　昭和八～一九年」、防衛研究所）参照。

（29）前掲注（2）中井『通俗逐條講話兵役法詳解』一七五～一七六頁。

（30）陸軍管区の変更にともない、一九四〇年に軍管区―師管―連隊区、一九四五年に軍管区―師管区―連隊区に変化した。また、朝鮮・台湾・満州に軍管区が設けられると、連隊区に相当する兵事区が設けられた。徴兵事務を担う徴兵官もこれに応じて変化した。

（31）兵役法施行令改正（一九四三年勅令第九六一号）附則によって、「毎年徴集スベキ現役兵及第一補充ノ員数」を受検者の体格等位を基礎として定めることが認められた。一九四四年徴集以降、内地人は乙種以上全てを現役兵として定め、朝鮮・台湾出身者は所要現役兵の残余の乙種を第一補充兵として定めた。ただし、海軍、朝鮮出身者、台湾出身者の現役兵数は実数で定めた。一九四四年徴集は「現役兵及第一補充兵ノ配賦ニ関スル件」（一九四四年二月一二日、陸密第五一三号）、一九四五年徴集は「同」（一九四四年一一月八日、同四七七八号）、いずれも「部隊資料　徴集現役兵及第一補充兵配布表」（国立公文書館所蔵：平二九厚労〇二一二九一〇〇）所収。

（32）前掲注（17）『戦史叢書九九　陸軍軍戦備』八一、一〇三頁。

（33）前掲注（31）「部隊資料　徴集現役兵及第一補充兵配布表」。

（34）「徴兵事務報告規程改正の件」（JACAR：C01001029600、「永存書類甲輯第二類第一冊　昭和三年」、防衛研究所）。一九四五年四月一八日を最終加除日とする「現行兵事法令集（台本）」には一九四四年二月改正版が収録されている。「兵役之部／徴兵事務報告規程（一）」（JACAR：C13070797400、第20画像目、「現行兵事法令集（台本）」、防衛研究所）。

（35）「徴集人員表、徴兵表並徴兵事務摘要の件」（JACAR：C01003841200、「密大日記　第一冊　昭和四年」、防衛研究所）。

（36）『徴兵事務摘要』は、送付のための決裁文書と「受検壮丁体格表」の掲載状況から、一九三七年版から一九三九年版までは別冊を設け、一九四〇年版から再び一冊に戻したと考えられる。一九三八年版（別冊）、一九三九年版（通常版・別冊）、一九四一年臨時徴兵検査版は管見の限り見当たらない。なお、「受検壮丁体格表」の総数は『陸軍省統計年報』上の受検人員と一致しているため、受検人員を知る上でも有益である。ただし、一九三五年版、一九三六年版の『陸軍省統計年報』は受検人員から身長測定不能者を控除した人数を検査人員として、両者を区別している。徴兵関係の統計は、吉良芳恵「徴兵忌避者と所在不明者――史料からどうせまるか」（荒川章二・河西英通・坂根嘉弘編『地域のなかの軍隊』八巻、吉川弘文館、二〇一五年）三〇～四九頁、軍事統計は、原田敬一「良兵・皇軍・聖戦――日本の軍隊を問う」（林博史・原田敬一・山本和重編『同』九巻、二〇一五年）一六〇～二三七頁に詳しい。

（37）一九三四年分または一九三五年分から「徴兵事務状況」に変更された。「徴集人員表、徴兵表並徴兵事務摘要の件」（JACAR：C01001148500、「永存書類甲輯第二類　昭和五年」、防衛研究所）、「全国徴兵事務状況の件」（JACAR：C01004150700、「密大日記　第二冊　共八冊　昭和一一年」、防衛研究所）。

（38）一般徴兵検査では「配布シタル要員」、臨時徴兵検査では「徴集シタル兵員」と表記されている。

（39）管見の限り、一九三四年、一九四〇年、一九四四年分は見当たらない。例年、徴集年の翌年五月頃に上奏されたた

め、一九四五年分は調製されていないと考えられる。

（40）草稿は一九四六年五月に起稿されたが、徴兵検査に言及した第二章第四節第一項「陸軍兵力ノ増加及兵員資源ノ概要」は、一九四五年一二月二三日付「日本軍兵力ニ関スル件」に基づく。第一復員省「日本軍兵力に関する件」（JACAR：C14020000300、防衛研究所）、第一復員省総務課「支那事変大東亜戦争間　動員概史（草稿）」（JACAR：C14010645200、防衛研究所）、参謀本部編制動員課動員班員編・大江志乃夫解説『支那事変大東亜戦争間動員概史』（不二出版、一九八八年）。また、動員概史を要約した国民経済研究協会「戦時国民動員史　第二編　兵力動員」（一九四六年九月謄写版）を典拠とする統計書も刊行されている。東洋経済新報社編『完結　昭和国勢総覧』第三巻（東洋経済新報社、一九九一年）、五三五～五三九頁等。

（41）加藤陽子『徴兵制と近代日本――一八六八－一九四五』（吉川弘文館、一九九六年）六六、二三五頁。

（42）公文書専門官室「「公文書の接収、返還、未返還台帳」（内閣関係）について」（国立公文書館編『北の丸』第三四号、二〇一一年一一月）。「陸軍省公文雑纂　昭和一九」（JACAR：C15120175800、防衛研究所）及び原本（防衛研究所所蔵：中央―軍事行政その他―二〇五）に添付された史料経歴票による。なお、一九五八年返還の内閣関係の被接収公文書は、基本的に一九六二年に防衛庁経由で内閣に戻り、その後、総理府から国立公文書館に移管された。

（43）陸軍大臣官房「大東亜戦争に関する昭和一七年第一次業務詳報提出期日の件」一九四二年三月二日（JACAR：C06030011500、「昭和一七年　陸亜普大日記第三号」、防衛研究所）。

（44）一九四一年一二月七日以前が「支那事変業務詳報」、八日以降が「大東亜戦争業務詳報」。

（45）原本は厚生労働省社会・援護局援護・業務課が保管し、「支那事変業務詳報（服役及補充関係事項）」という一冊の簿冊に編綴されている（二〇一九年九月一二日付、二〇二〇年一〇月二〇日付文書回答）。本稿では、一九七〇年に防衛研修所戦史部が厚生省から借用して複製した資料を用いた。「大東亜戦争業務詳報（服役関係事項）自昭和十八年一月至昭和十八年十二月」（防衛研究所所蔵：中央―軍事行政その他―八三）。

（46）一九三八年の陸軍現役兵数は「業務詳報」の方が三〇〇人多いが、「配布表」上で配布員数外の陸軍特別志願兵を含むためと考えられる。

（47）一九四二年徴集以降は必要数が増えたため、毎回、陸海軍協定が締結された。防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書八八　海軍軍戦備二』（朝雲新聞社、一九七五年）二二三～二二四頁。

（48）「徴募　志願兵徴募（同報告）　徴兵　短期現役兵（一八）」（JRACAR：C05022629400、第37～46画像目、「公文備考　昭和八年　B　人事　巻二九」、防衛研究所）。

（49）『官庁刊行図書目録』は機密図書を登載しないため、『徴兵事務摘要』は一九三七年版以降非登載である。『海軍徴兵摘要』は、一九一九年版から一九二二年版を防衛研究所が、一九二五年版、一九二七年版から一九三三年版を昭和館が所蔵し、後者には海軍大学校の接受印がある。

（50）防衛研修所戦史部「末国正雄先生講話集・海軍を語る」（一九九八年）五五頁、靖国偕行文庫にて閲覧。

（51）海軍省人事局別室「各種人員統計表」一九四二年二月（「海軍省人事局関連史料（軍人養成関係）」所収、防衛研究所所蔵：①中央―その他―一八四）。末国が共同執筆者の『戦史叢書』でも活用されている。防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書三一　海軍軍戦備一』（朝雲新聞社、一九六九年）六三八～六六七頁。前掲注（47）『戦史叢書八八　海軍軍戦備二』「付表第二　その二　軍人増加推移一覧」。

（52）前掲注（51）「海軍省人事局関連史料（軍人養成関係）」所収。なお、「予備学生生徒」欄の数字は、予備学生の数字の転載で、予備生徒を含んでいない。また、一九四三年徴集の徴兵は、一九四四年四月一日付の数字が更新されていないため、入営者数ではなく配布員数である。

（53）兵役法施行令改正（一九四〇年勅令第一二八号）で海軍の適齢未満現役志願者も現役兵の配布要員に充当可能となったため、一九四〇年版から海軍の適齢未満現役志願採用者数の掲載が始まり、過去五年分の採用者数も併せて記載された。『徴兵事務摘要』一九四〇年版（国立公文書館所蔵：ヨ 391-0133）。

(54) 一九二二年版から配布員数が極秘版に移行し、一九三五年版から入営者数も極秘版に移行した。一九四〇年版から『海軍省統計年報』に名称が変わり、配布員数、入営者数は秘版に記載された。昭和期の『海軍省年報』は、徴集年・入営年、暦年・会計年度、適齢未満現役志願者を含むか否か等、統計の対象範囲が年や鎮守府によって異なるため用いていない。『海軍省年報』系は、一九三四年版から入営年基準に変更したため、徴集年基準の他の統計と一年の差がある。

(55) 一九三一年は現役兵補欠関係で一人の差があるが、他の年はすべて一致する。

(56) 海軍大臣「臨時徴集スベキ海軍現役兵ノ件」一九四三年一〇月二二日（「海軍省人事局　綴」所収、防衛研究所所蔵：⑧参考―人事―七六）。

(57) 人事局第一課長〔中瀬泝〕「申継覚」一九四三年一一月六日（「海軍省人事局　第一課長申継綴」所収、防衛研究所所蔵：⑧参考―人事―一九三）。

(58) 現役兵の体格等位は徴兵事務心得（一九二七年陸軍省訓令第三四号）で定め、一九三八年三月、一九四四年一一月に改正した。十八臨徴は「昭和十八年臨時徴兵検査ニ依リ徴集スヘキ現役兵ノ配賦並ニ入営等ニ関スル件」（一九四三年一〇月九日、陸密第三六三六号、前掲注（45）「大東亜戦争業務詳報（服役関係事項）自昭和十八年一月至昭和十八年十二月」所収）、一九四四年徴集は前掲注（31）「現役兵及第一補充兵ノ配賦ニ関スル件」（陸密第五一三号）の臨時規程で対応した。

(59) 金原節三・大塚文郎著、陸上自衛隊衛生学校編『陸軍衛生概史』（陸上自衛隊衛生学校、一九七一年）四六～四九頁。

(60) 陸軍身体規則改正（一九四〇年陸軍省令第三号）。「陸軍身体検査規則中改正の件」（JACAR：C01006021900、「永存書類　甲輯　第五類　第二冊　昭和一五年」、防衛研究所）。

(61) 各回『徴兵事務摘要』の「受検壮丁体格表」参照。一九四〇年版、一九四二年版、一九四二年臨時徴兵検査版（国

立公文書館所蔵：ヨ 391-0134、ヨ 391-0133）、一九四一年版（総務省統計図書館所蔵）。また、陸軍省が連合国軍総司令部に提出した報告書によると、一九四四年、一九四五年は、乙種以上九一％、丙種六％、戊種三％である。陸軍省医務局「日本武装軍ノ健康ニ関スル報告」一九四五年九月五日（「陸軍衛生関係事項報告」所収、防衛研究所所蔵：文庫―柚―六）。

（62）前掲注（58）「昭和十八年臨時徴兵検査ニ依リ徴集スヘキ現役兵ノ配賦並ニ入営等ニ関スル件」。

（63）前掲注（57）「申継覚」。「読売新聞」一九四三年一〇月三日付朝刊第三面。

（64）海軍省軍務局長「運営要綱具体策ニ関スル意見（其ノ二）」一九四三年九月二九日（JACAR：A03023585900、第418～426画像目、「公文別録・内閣・大正十二年～昭和十九年・第七巻・昭和十八年」、国立公文書館）。

（65）中沢佑「中沢軍令部第一部長ノート　作戦参考」一九四三年一〇月一日頃（防衛研究所所蔵：①中央―日誌回想―三六四）、原本国立国会図書館憲政資料室所蔵。

（66）「沢本頼雄海軍大将業務メモ」一九四三年一一月一一日条（防衛研究所所蔵：①中央―日誌回想―八九五）。

（67）「真田穣一郎少将日記」一九四三年一〇月一六～二二日頃（防衛研究所所蔵：中央―作戦指導日記―六八）。

（68）「同」一九四三年一〇月一日条（防衛研究所所蔵：中央―作戦指導日記―六七）。

（69）一八九二年陸軍省令第三号第四条、一九〇九年陸軍省令第六号第四条、一九二〇年陸軍省令第五号第五条。ただし、内部資料では丙種を「合格」と表現している。「第二篇　徴兵検査／第六章　体格等位」（JACAR：C13120648500、「軍陣衛生要務講義録　第一巻」一九四三年七月、防衛研究所）等。

（70）「昭和一七年五月　陸軍省医務局医事課　徴兵身体検査の指導方針並に壮丁体力の概要に就て（一）」（JACAR：C13120707600、「健兵対策資料綴」、第36画像目、防衛研究所）。

（71）陸軍大臣「陸密第二五五六号　全国臨時徴兵事務状況の件」一九四四年六月二一日（JACAR：C15120178200、「陸軍省公文雑纂　昭和一九」、防衛研究所）。

(72) 同。

(73) 「業務詳報」より受検者約七〇万人、「徴兵事務状況」より現役兵四二〇、八二二人、第一補充兵一四・五万人。

(74) 前掲注（51）「各種人員統計表」。

(75) 一九四四年二月の徴兵事務報告規程改正で、「徴兵表」に「修学継続ノ為ノ入営延期者」欄が新設された。前掲注（34）「兵役之部／徴兵事務報告規程（一）」。

(76) 前掲注（1）「修学継続の為の入営延期等に関する件」。

(77) 「大塚文郎備忘録」一九四三年一一月二〇日条（防衛研究所所蔵：中央―軍事行政その他―二四）原本所在不明。

(78) 「同」一九四三年一一月九日条。

(79) 「同」一九四三年一二月三日条（防衛研究所所蔵：中央―軍事行政その他―二五）原本所在不明。

(80) 正確には、現役兵の場合は即日帰郷（法四七条一項）、補充兵・国民兵の場合は召集免除（法六二条四項）というが、本稿では合わせて即日帰郷と表記する。

(81) 慶應義塾大学在学中の一九四三年一二月に丙種で応召し、強制された幹部候補生試験で白紙に近い答案を出し不合格となった小林は、丙種応召で甲種幹部候補生に採用された同期に言及している。小林完太郎『異説　学徒出陣』（鵬和出版、一九八三年）、六八、一二三～一二九頁。

(82) 文部省文書保存及分類規則改正（一九三五年一月七日、文部省訓令）によると、文部省文書には「（第二）教育門」―「（よ）学生生徒」―「（十一）学生生徒卒業生兵役」という文書分類がある。しかし、移管された「（よ）学生生徒」部の簿冊は一四冊のみで、その中に「（十一）学生生徒卒業生兵役」はない。「各部事務規程　文部省記録規則」（「大正十二年～昭和二十一年・官房各課事務分掌規程・各部事務規程」、国立公文書館所蔵：昭五九文部 01137100-005）所収。

(83) 特に東北学院大学資料センターが所蔵する「主務省関係書類綴」には、一九三〇年から一九五三年までに文部省か

ら東北学院に送られた文書が多数綴られている。河西晃祐「東北学院に残された学徒出陣史料について」（『東北学院資料室』第一三号、二〇一四年四月）、星洋和「所蔵資料紹介「往復文書類綴」と「主務省関係書類綴」について――学徒出陣関係資料を中心に」（同）参照。文部省に提出した徴兵検査判定調書も残されている。「昭和十八年度臨時徴兵検査判定等ニ関スル件」（「主務省関係文書類綴　第二二号」所収、東北学院史資料センター所蔵）。

（84）「大学高等学校臨時徴兵検査受験者数等調ニ関スル件」（「統計報告（昭和十四年～二十三年）」所収、東北大学史料館所蔵：学生/1994/4/件名034）。既受検者数は小計のみだが、検査結果は、永田英明「東北帝国大学における「学徒出陣」」（『東北大学史料館紀要』第二号、二〇〇七年）にも記載。

（85）「学生生徒ニ関スル調書作製ノ件」「学生生徒ニ関スル調書ノ件報告」（「昭和一八年四月起　文部省関係書類　教務課（昭和一八年度）」所収、早稲田大学大学史資料センター所蔵：早稲田大学本部書類（続）―一六（官庁関係））。入営者数と応召者数は小計のみだが、検査結果は以下にも所収。早稲田大学大学史編集所編『早稲田大学百年史』第四巻（早稲田大学出版部、一九九二年）一六三頁。

（86）『九州大学五十年史　通史』には法文学部の徴兵検査結果が記載されている。受検者七二四人（丙種以上七一九人、丁種以下五人）、未適齢者一二六人、既受検者一三四人、半島出身者九人（志願者一三人を除く）、留学生・女子学生七人、合計一、〇〇〇人とあり、項目の分け方から第一様式と判断できる。九州大学創立五十周年記念会編『九州大学五十年史　通史』（九州大学創立五十周年記念会、一九六七年）四九二頁。

（87）「本人ヨリ甲乙丙種等ノ申告ヲ徴セザル為メ不明」と注記の上で、指定様式を一部変更して一二月二四日付で文部省に回答している。調書項目は、在学者数、入営者数、休学者数、残留在籍者数、朝鮮出身者、台湾出身者で、入営者数と休学者数が完全に一致し、この数字と残留在籍者数の和が在籍者数となっている。受検者数が抽出不能なため、本稿では分析対象外とした。専修大学編『専修大学百年史　下巻』（専修大学出版局、一九八一年三月）一三〇〇～一三〇二頁。

（88）文部次官「臨時徴兵検査ヲ受クベキ生徒ノ取扱ニ関スル件」一九四三年一〇月一九日（「学生生徒総規・昭和十八年～昭和二十年」所収、国立公文書館所蔵：昭五九文部02456100-009）。なお、各大学における徴集者名簿の現存状況は、北口由望「専修大学と学徒出陣の時代――「学徒動員名簿」の分析をもとに」（『専修大学史紀要』第八号、二〇一六年三月）を参照。

（89）「年齢別生徒数調（昭和十八年十月一日現在）」（前掲注（85）「昭和一八年四月起　文部省関係書類　教務課（昭和一八年度）」所収）。

（90）東大十八史会編『学徒出陣の記録――あるグループの戦争体験』（中央公論社、一九六八年）二一六～二二〇頁。なお、入学年度に関わる四月一日出生者、徴兵適齢に関わる一二月一日出生者はいないと仮定した。

（91）「昭和十八年臨時徴兵検査ヲ受クベキ学生生徒ノ取扱ニ関スル件」（「文部往復（三）昭和十九年」所収、東京大学文書館所蔵：S0001/Mo239）。

（92）一橋大学の前身である東京商科大学では、「東京商科大学入隊者名簿」が作成され、一橋大学の同窓会である如水会が保存し、名簿に基づいて徴兵検査結果判定を集計している。前掲注（19）蜷川『学徒出陣　戦争と青春』六三～六四頁。

（93）入隊者数に関する手書きの表には下書きと浄書があり、法科第一・二学年のみ、下書きの初期値と浄書の最終値が異なる。当初は、第二乙種以上の者を「入営者」として記入し、その後、第一学年は一人増加した数字に、第二学年は最終的に二五人増加した数字に変更した。第一学年には不届者一人、第二学年には不届者八人、第三乙種と丙種が二五人いるため、法科第一・二学年は入隊者数を把握しておらず、第一学年は第二乙種以上、第二学年は丙種以上の者を入隊者数とみなした可能性がある。